

令和6年度

文京区 国立幼稚園等施設等利用費の給付費のお知らせ

国立幼稚園・国立特別支援学校幼稚部（以下「国立幼稚園等」という。）の園児の保護者に対して、「施設等利用費」を交付します。まず初めにこの案内をよくお読みいただき、請求書をお通いの国立幼稚園等にご提出または本書4ページに記載されている二次元コードよりご申請ください。

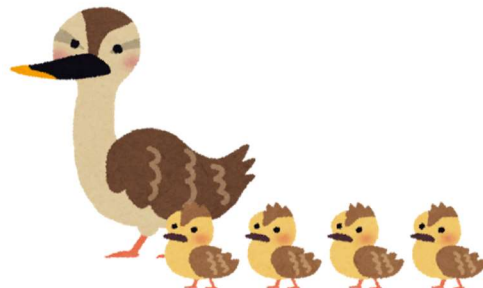
在籍の実態及び利用実績等については、区から直接各国立幼稚園等に確認いたします。

施設等利用給付認定2号又は3号認定のお持ちの方は、今回の請求手続きを行うことにより「預かり保育料」まで請求したことになります。

認可外保育施設等の各月の利用実績等については、直接区にご提出ください。

〈目次〉

- 1 対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 各種制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 給付金額（限度額）について・・・・・・・・・・ 3
- 4 給付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について・・・・・・ 3
- 5 請求手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 給付費関係Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 請求先及び提出期限について・・・・・・・・・・ 6



文京区子ども家庭部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12階 TEL:03-5803-1823 (直通)

★このパンフレットは、令和7年5月末まで大切に保管して、ご活用ください★

※なお、当パンフレットの内容は5月現在の内容です。その後、変更が生じる場合もございます。

1 交付対象者について【はじめにご確認ください】

無償化の対象となるためには、国立幼稚園等の利用開始日までに「子育てのための施設等利用給付認定(以下、「認定」といいます。)」を受ける必要があります。

保護者全員に就労等「保育の必要性(詳細は以下「1-2」をご覧ください。)」が無い場合は1号認定、「保育の必要性」がある場合は2号又は3号認定となり、認定により無償化の対象範囲が異なります。

なお、認定日は遡ることができず、認定がない期間は無償化に関する補助金の対象外となりますのでご注意ください。

※幼児教育・保育無償化に係る認定手続きについては、右記QRコードまたは以下URLから確認ができます。

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>」



1-1 幼稚園基本部分

⇒園児及び保護者(請求者)が、以下のすべてにあてはまる場合に交付対象となります。

- (1) 満3歳児クラスから5歳児クラスに在園していること(国立幼稚園等が独自に実施するプレ幼稚園は対象外です。)
- (2) 園児及び保護者(請求者)が文京区に住民登録があり、原則として現にそこに居住し、そこから通園していること
- (3) 園児及び保護者(請求者)が同一世帯であり、かつ生計を一つにしていること
※ 保護者の一方が単身赴任等で、園児と別世帯の場合は、現に園児と一緒に暮らしている方が保護者(請求者)となります。
- (4) 保護者(請求者)が国立幼稚園等に入園料・保育料(以下「保育料等」という。)を納入していること
- (5) 認可保育所、認定こども園、企業主導型保育事業及び子ども・子育て支援新制度移行幼稚園に在園しながら、国立幼稚園等を利用していないこと
- (6) 文京区から、認定(1号から3号認定のいずれか)を受けていること

1-2 預かり保育料まで対象

⇒園児及び保護者(請求者)が、以下のすべてにあてはまる場合に交付対象となります。

- (1) 「1-1 幼稚園基本部分」の(1)から(5)までに該当していること
- (2) 文京区から、保育の必要性がある2号又は3号認定を受けていること
※ 2号認定又は3号認定を受けるには、保護者全員が以下の要件のいずれかに該当している必要があります。

「保育の必要性」の事由	
就労(予定含む)(給与所得者・自営業者)	月48時間以上の就労をしている
就学	学校教育法に規定された学校等に在学している
求職活動	求職活動を継続的に行っている
疾病 障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有している
妊娠・出産	妊娠中又は出産直後(出産日から起算して57日目を経過する月の末日まで)である
看護・介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している
育児休業取得時の継続利用	園児のきょうだい(弟・妹)の育児休業を取得しながら、園児が引き続きその施設を利用している
その他法令で定めるもの	DV・虐待・災害復旧など(※詳細はお問合せください。)

2 各種制度について

2-1 保育料に対する給付金

⇒幼稚園基本保育部分に対する給付金です。対象となる経費は、**保育料と入園料（初年度のみ）**です。

- (1) 給付金額の詳細は、『3 給付金額（限度額）について』をご覧ください。
- (2) 給付金額は、保護者が国立幼稚園等に納入した金額を上限とします。給付金額が保育料等の金額を上回った場合、給付金額を調整（減額）します。また、月途中に入退園、転入・転出があった場合、日割にて給付金額を決定します(1日付転入の場合は、転入月から起算します。)

2-2 預かり保育料に対する給付金

⇒預かり保育や認可外保育施設等（対象となる範囲は園により異なります。）を利用した場合に交付される給付金です。

⇒「保育の必要性」の認定が**2号又は3号の方が対象となります。**

- (1) 2号認定者:【幼稚園での預かり保育】 〈日額450円×利用日数〉と実支出額のいずれか少ない額
【認可外保育施設での預かり保育】〈月額 11,300 円〉と実支出額のいずれか少ない額
- (2) 3号認定者:【幼稚園での預かり保育】 〈日額450円×利用日数〉と実支出額のいずれか少ない額
【認可外保育施設での預かり保育】〈月額 16,300 円〉と実支出額のいずれか少ない額

【例】1か月で20日間預かり保育を利用し、10,000 円を支払った場合の支給額は、9,000 円(日額 450 円×20 日)

3 給付金額（限度額）について

幼稚園区分	給付金額（月額）
国立幼稚園	8,700 円
国立特別支援学校幼稚部	400 円



4 給付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について

文京区では償還払いを採用しています。保育料等は国立幼稚園等に通常通りお支払いください。その後文京区より、下記日程で請求書に記載いただきました口座へ給付金を振り込みます。

支給回	対象期間	請求書提出〆切	交付額決定通知書	振込時期
第1回	令和6年4月～令和6年9月	9月6日(提出分)	11月中旬	11月中旬
第2回	令和6年10月～令和7年3月	3月7日(最終締切)	5月中旬	5月中旬

5 請求手続きについて

5 - 1 保育料に対する給付金

⇒電子申請により受付します。右記の二次元コードよりご申請ください。



<https://logoform.jp/form/6KSu/555532>

5 - 2 預かり保育料に対する給付金（2号又は3号認定を持っている方）

⇒認可外保育施設等の利用実績について、支払証明書(区様式有)を該当月分、区に直接ご提出ください。

(支払証明書は、以下 QR コード及び URL から確認、ダウンロードができます。)

国立幼稚園



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001708.html>

国立特別支援学校幼稚部



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001709.html>



※対象となる認可外保育施設は、確認を受けた施設のみです。

※通われている国立幼稚園等の無償化対象範囲(認可外保育施設まで対象となるか等)や、利用する認可外保育施設が確認施設か(給付の対象となるか)については、以下 QR コード及び URL から確認できます。

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001715.html>」



6 給付費関係Q & A

6 - 1 幼稚園基本部分

Q1 認定の手続きをし忘れていましたが、給付金の対象となりますか？

A1 認定をお持ちでない期間は、給付金の支給対象外です。至急手続きを行うようにしてください。なお、認定開始日を遡ることは出来ません。

Q2 園児は母親と文京区に住み、父親は千葉市に住んでいます。どちらの自治体に請求すればいいですか？

A2 文京区(園児の住所地)に請求してください。園児と同居の保護者名にて請求していただくことになります。

Q3 幼稚園は変わらず、7月15日に杉並区から文京区へ転入します。請求はどうすればいいですか？

A3 当該年度居住していた全ての自治体(この場合は杉並区と文京区)に対して、認定申請と補助金請求が必要です。まずは、転入日から14日以内に文京区で認定申請を行い、その後、園から渡される補助金の申請書をご提出ください。なお、7月分は原則、各自治体から日割りで支給されます(7月14日までが杉並区。15日以降が文京区)。

Q4 昨年度も請求書を提出しましたが、今年も提出しなければならないのでしょうか？

A4 請求書は毎年度提出が必要になりますので、毎年提出する必要があります。

Q5 請求書を第1回〆切日までに提出できませんでした。4月から9月までの給付金は受け取れないのですか？

A5 今年度の最終締切日までに請求書(不備の無い状態)を提出いただければ、第2回支給時に4月から3月までの給付金を交付します。なお、認定が無い期間は、補助金を支給することはできません。

Q6 振込口座や口座名義人を変えたいのですが、どうすれば良いですか？

A6 口座振替依頼書(区指定様式)を提出してください(支給回毎の変更になります。)。様式は窓口、区HPにあります。

Q7 退園した(引っ越した)のですが、何か手続は必要ですか？

A7 次の事情が発生した場合は、速やかに文京区幼児保育課へ変更届をご提出ください。なお、内容により他の書類をお願いする場合もございます。様式は窓口、区ホームページ(以下「HP」という。)にあります。

① 幼稚園の退園・転園 ② 文京区内で転居 ③ 文京区外へ転出(申請者のみがする場合も含む。) ④ 婚姻・離婚等により氏名や世帯の状況が変わる 等

Q8 国立の特別支援学校幼稚部と区立幼稚園に在園しています。国立の特別支援学校幼稚部が給付対象外となるのはなぜでしょうか？

A8 基本保育料の無償化対象となれるのは、児童1人に対して1つまでです。区立幼稚園で既に保育料が無償化の対象となっているため、国立の特別支援学校幼稚部は給付対象(無償化)とすることは出来ません。

6 - 2 預かり保育料

Q1 通園している幼稚園では預かり保育を実施していません。どのような場合に給付の対象となりますか？

A1 2号又は3号認定をお持ちの児童が、対象施設として所在自治体より確認を受けている、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助支援事業を使用した場合は、給付の対象となります。

Q2 幼稚園の利用後に認可外保育施設等を使用しました。どのように手続きすれば良いですか？

A2 認可外保育施設ごとに、支払証明書(区様式有)を幼児保育課へご提出ください。利用した月分全てが必要です。申請書提出に間に合わなかった分は、提出期限までにご提出ください。区HPに様式があります。

Q3 認可外保育施設等の対象施設はどのように確認できますか？

A3 各施設に直接お問い合わせください。なお、自治体によってはHP等で掲載されている場合があります。文京区では、「5-2 預かり保育料に対する給付金」の説明内にあるQRコード又はURLから確認が可能です。

7 請求先及び提出期限について

提出書類	交付回数	(区) 提出期限	提出先
請求書	第1回	令和6年9月6日	電子申請
	第2回	令和7年3月7日 (令和6年度の最終提出期限)	
支払証明書※ (預かり保育料)	第1回	令和6年10月11日	文京区幼児保育課
	第2回	令和7年4月10日 (令和6年度の最終提出期限)	
注意事項		<p>(1) <u>最終提出期限を過ぎますと令和6年度の給付金は、原則交付できませんのでご注意ください!</u></p> <p>(2) 園取りまとめ後の請求書の提出先については、各園の方針により文京区幼児保育課へ直接提出となる場合があります。※請求書の配布は、各園です。</p>	

※ 預かり保育の支払証明書（区様式）の提出が必要な方は、区へ直接ご提出ください。提出が無かった月については、給付の対象とはなりません。提出漏れが無いようご注意ください

M E M O
